

事業実施・助成ガイドライン細則4 申請にかかる措置

要領6 申請書類一覧

1. 申請書類

- (1) 事業計画書（書式あり）
- (2) 予算設計書（書式あり）
- (3) 参考資料（人役詳細、執行体制詳細、派遣スケジュール）（書式あり）
派遣スケジュールは、初動対応期、および事務局の求めがあった場合に提出。
- (4) 事業地地図（書式なし）
事業地、近隣の都市の位置などを示したものを提出。
- (5) 職員略歴（書式あり）
海外事業は国際スタッフのみ、国内事業は派遣スタッフの統括のみ。
- (6) （継続事業の場合）前期事業の成果（書式なし）
- (7) 添付資料：事業計画書、予算設計書を補完する資料（書式なし）

- ・ 建築・土木関連事業：標準図面、見積書、工程表、統計図

【留意点】

- 標準図面：平面図、立面図、断面図、配電・配水図、仕様書（品質の規定。当該国の特記ある場合のみ。）
- 見積書：3者見積もりの添付が望ましい。
- 工程表：工事全体の組み合わせがわかる群管理型が望ましい。
- 統計図：配置図。施設の要領、施設の能力、パイプ口径の記載があるもの。
- 当該国の建設関連法規の有無の確認が必要。ある場合は要点抜粋の添付が望ましい。

- ・ 給水施設事業：統計図

【留意点】

- 給水施設の場合、基礎データ（水量、水質、水源等）、機器図（カタログ等）の添付が望ましい。

- ・ 物資配布事業：配布物明細

- ・ その他、写真や安全対策関連書類、現地提携団体情報など、必要に応じた添付資料

2. 初動調査・緊急初動調査申請書類

- (1) 初動調査申請書（書式あり）
- (2) 初動調査予算設計書（書式あり）
- (3) 事業地地図（書式なし）
事業地、近隣の都市の位置などを示したものを提出。

附則

- 1 本要領は2012年度第12回常任委員会の承認を経て、2013年4月1日より施行する。

- 2 本要領は 2014 年度第 4 回常任委員会の議決により改正し、2014 年 7 月 18 日より施行する。
- 3 本要領は 2016 年度第 6 回常任委員会の議決により改正し、2016 年 9 月 26 日より施行する。
- 4 本要領は 2016 年度第 13 回常任委員会の議決により改正し、2017 年 3 月 17 日から施行する。
- 5 本要領は 2020 年度第 7 回常任委員会の議決により改正し、2021 年 2 月 1 日より施行する。